

兵高教組 2024年11月19日
確定速報 No.3
調査情報No.20

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185
URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

専門部交渉（従組、高年部・非常勤講師）

職場の生の声を届ける 専門部交渉始まる！

組合員が直接、県教委の担当課に要求と交渉

11月12日より、現場の組合員が直接、課題や困りごとを県教委に訴え改善を迫る専門部交渉が始まりました。12日は「従組」「高年部・非常勤講師」の交渉でした。

従組交渉団の要求に応える充分な回答なし！ 従組交渉報告

◎一人一つの空調服の貸与を

「空調服が1校に1つ、猛暑のなかの連日使用で故障も多い」「被服貸与の予算が少なく夏冬のどちらか、上下のどちらかの作業服となる」との状態の解消を訴えましたが、県教委からは、一定理解が示されたものの、「なかなか空調服は高価で…なんとか現状の予算の中で」との回答。

◎新規採用増を

校務員の採用試験再開から2年となりましたが、退職者数を下回る採用数であるため、改善を要求。県教委は「皆さんのレベル位ある人が一気に100人合格できたらいいんすけれど、技術を持った人が応募してもらつてない状況」と回答。

従組福田委員長から「臨時の校務員が受験していると思うが、現場でキャリアを積んでいる。また、新卒等は経験不足は当たり前。我々も採用後に先輩たちから仕事を習つて今がある。やる気のある人をとつてくれれば、あとは我々現場に投げかけて任せてほしい」と再要求をしました。また、調理員、実習員の採用再

開の要求には応えられていないことに不満が残りました。

◎調理員の声を聞く為夏季に交渉を

「この時期、この時間帯の交渉では、調理員が交渉に参加できないので、夏季にも交渉を」との要求に、「代読とか…しんどい状況とか学校訪問させていただいて我々の耳に入つておりますので」と。ここにも不満が残りました。

◎精神疾患による病休、 180日への削減は容認できない

一番納得がいかず不満が残ったのは、精神疾患による病気休暇を現行2年から180日へ短縮することです。現場は人員が足りず、疲弊する職員が増えるなか、また教育職より発症比率が高いなか、この制度改悪を強行することは、ますます職員を追い込むこととなり、到底容認できません。

県教委は制度改悪は「苦渋の判断」だが「技能労務職を（県職員と）異なる取り扱いにすることはできない」と回答しました。高教組本体とともに、確定交渉で強く追及していきます。

再任用者は、長期勤務者としての「異動」対象にあらず、校長を指導する 高年部交渉報告

時間講師が 誇りをもつて働く条件整備を！ 時間講師組合員交渉報告

◎時間講師のただ働きの原因

多くの職場で、教務部が作成し引き継いできた「非常勤講師の勤務時間のカウントについて」に類する文書が事実上時間講師の労働条件を決めています。「考査問題作成は1教科につき1時間」などと限定され、小テストの採点や提出物の点検は業務とされず、これが時間講師の膨大なただ働きの原因となっています。

◎「校長の命令に従つて勤務した分に対して報酬は支払われる」（県教委）

県教委は回答で、上記の文書を「おかしい」と明言。「校長の命令に従つて勤務した分（=実際に勤務した時間）に対して報酬は支払われる」ことを認め、「校長が命令をして勤めた分に対してお金を出す、ということに関しては周知徹底していきたい」と1967年の通知を読み上げて、回答しました。

1967年通知では報酬の対象業務を

- ①授業と実習
- ②学力試験の問題の作成、監督、採点
- ③特別教育活動の指導または参観
- ④学校行事の指導または参観
- ⑤他、校長が特に必要と認めるものと具体的に明示しています。今後は支給させる必要があります。

交渉は「時間講師が人として教員として誇りを持って働くよう条件整備を進めてほしい」と訴えて、締めくくられました。